

令和6年度各学校における「11月ふれあい月間（いじめ防止強化）」の取組内容について

1 目 的

- (1) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の未然防止・早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を実施する。
- (2) 各学校が、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動及び不登校の状況について総点検を行い、現状や取組の効果等を把握する。

2 内 容

- (1) 期 間 令和6年11月1日から令和6年11月30日まで
- (2) 対 象 区内小学校（18校 ※宇佐美学園含む）、中学校（5校）
- (3) アンケート調査

「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の期間中に、全児童・生徒を対象とした「いじめについてのアンケート調査」を実施し、いじめを認知した場合は、直ちに児童・生徒への聞き取りや、個別の指導を行うなど、適切に対応する。

3 いじめ防止等の対策の取組状況について

- (1) 令和6年4月1日から令和6年11月30日までに、学校が把握したいじめの認知件数

調査対象期間において認知されたいじめ	小学校	中学校
いじめの認知件数	333	118

- (2) いじめ問題への対応に関わる日常的な学校の取組状況

【評価・改善】取組状況の振り返り

			18のチェックリスト	小学校	中学校	重点課題 設定校数
1	軽微ないじめも見逃さない	①	いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	18	5	5
		②	いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方策や役割分担を協議している。	18	5	3
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③	年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	18	5	5
		④	「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	18	5	1
		⑤	「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	18	5	3
		⑥	児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	18	5	5
		⑦	いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。	18	5	1
		⑧	いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	18	5	5
		⑨	いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。	18	5	4

3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩	年3回以上のいじめ把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。	18	5	1
		⑪	児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するように、計画的に指導している。	18	5	3
4	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫	いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	18	5	1
		⑬	児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	18	5	3
		⑭	日常において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	18	5	4
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮	全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	18	5	9
		⑯	いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	18	5	2
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰	学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	18	5	2
		⑱	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか全教職員が理解している。	18	5	0

※重点課題については、各校において、1～3項目を選択

【今後に向けた改善策】

(小学校)

- ・教員同士の情報交換を密に行い、児童の変容や児童間のトラブル等を早期発見し、いじめの未然防止に努める。
- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」について全体で確認し、理解を深める。
- ・日常の授業において、児童が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを教職員に周知し、学級活動等で取り組んでいく。
- ・学級経営の底上げや保護者対応等、教員の指導力の向上を目指す。
- ・どんな些細なことであっても早期にチームで組織的対応をする。

(中学校)

- ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」について職員会議等で周知徹底する。
- ・年度当初だけでなく、折に触れて「学校いじめ防止基本方針」について再確認する。
- ・保護者会でいじめに関して説明する時間を設ける。
- ・いじめアンケート以外でのいじめや生徒間のトラブル等の情報を素早くキャッチできるように教職員の意識を高める。